

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 4月号

(通巻第96号)

関西労働者安全センター 1982.4.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- 針灸治療費制限闘争 1
労働者第二次案を大衆的力で阻止しよう!
- シリーズ/職場の安全衛生を考える(第8回) 2
☆日立メ
- **学習のページ** 労働安全衛生法を読む② 6
- 闘いの中から 8
☆全通 大阪日通支部
- 前線から(ニュース) 12
- 高知県における労災職業病闘争(下) 16
—— 四国勤労病院院長 / 五島 正規

針灸治療費制限闘争

労働省が二次案を大衆的力で阻止しよう！

昨年九月より闘われてきた労働省の針灸治療制限攻撃に対する闘いはいよいよ仕場にさしかかり、緊迫した情勢を迎えている。三月末労働省は、自民党議員を通して、被災者打切りをより露骨にねらった第二次通達案を示し、業界内部ではこれをうけて、日保連会長交替の時期（五月十六日）までに結着をつけたいという動きが表面化してきている。一方、反対運動は、被災者団体はもちろん、全港湾、全林野等の中央単産、大阪、東京等の地方総評と労働団体にも拡がり、労働省の攻撃に対して反撃の陣型がつくられつつある。

労働省は三月末、労働省OBの自民党議員を橋わたしとして日保連に第二次の通達案を提示し、六月に通達実施をねらっている。

第二次通達案の主な内容は

労働省は三月末、労働省OBの自民党議員を橋わたしとして日保連に第二次の通達案を提示し、六月に通達実施をねらっている。

労働省は三月末、労働省OBの自民党議員を橋わたしとして日保連に第二次の通達案を提示し、六月に通達実施をねらっている。

労働省は三月末、労働省OBの自民党議員を橋わたしとして日保連に第二次の通達案を提示し、六月に通達実施をねらっている。

針灸の支給対称として原則として、医師による治療手段のない者としており、例外として理学療法などの一般医療との併用が効果のあるものについて併用治療を認めている。しかし、両者の場合とも治療期間につ

針灸の支給対称として原則として、医師による治療手段のない者としており、例外として理学療法などの一般医療との併用が効果のあるものについて併用治療を認めている。しかし、両者の場合とも治療期間につ

針灸の支給対称として原則として、医師による治療手段のない者としており、例外として理学療法などの一般医療との併用が効果のあるものについて併用治療を認めている。しかし、両者の場合とも治療期間につ

日保連(業界)へ

連日の要請行動

業界内に積極合意の動きが活発化

三月二十六日、自民党遠藤議員を通して、労働省第二次通達案が提示され、同月二十八日の日保連中央委員会で検討された。その場では、この通達案で合意しようとする全針師会側と、まだ改善の余地があるとする日針会側が対立し結論が出されずに、四月七日に再度中央委員会を開き討議することになった。積極合意派の全針師会は、四月七日の中央委員会では最終決定の採決をしようとして、日保連が始まって以来の委任状を各中央委員に送りつけて定数を確保しようとして画策した。

この動きを知った関西労働者安全センターは、被災労働者全国協の仲間と共に、四月七日の中央委員会で

最終決定されることを阻止するために関いを取り組んだ。四月五日、日針会々長、日盲連会長と会見し、「被災者、労働者と充分話し合いを行おう」ことを要請し、約束させた。翌六日には、日保連会長でもある全針師会々長関野氏と会見し、期間制限には自分としても反対であり、今後被災者と話し合って決める。四月七日の中央委では何も決めないとの約束をとりつけた。そして当日の七日には、関西、関東より四〇人の動員を行い、中央委員会に対する情宣活動を行った。その場で代表団が日保連正副会長と会見し、次の四項目を確認して中央委員会に計ることにした。

一、日保連正副会長は期間制限に反対であり、被災者団体と労働省の話し合いの推移にまつ
二、針灸治療が最終治療であるという労働省見解は誤りであり、反対である
三、治療については主治医及び針灸師の判断を尊重するべきである

四、被災者団体と引続き協議を行う
その後開かれた中央委員会では結論は出ず、三団体より会長他一名の計六人の委員を選んで労災協定全般について労働省にあたる事が決定された。

中央委員会の後、業界としての要望をまとめ労働省との話し合いを行ったとのことであるが、業界内には、これ以上の改善は望めないとの空気が強く、料金問題については早急に協定化したいとの意向が強まっている。

被災者団体、労組……

広がる反対闘争

労働省の二度にわたる執りよな攻撃に対して、被災者団体はもちろん、労働組合も怒りをもって反対闘争に立ち上ってきている。全港湾中央本部は、四月二〇日に全港湾全体として反対闘争に立ち上ることを決定し

職場の安全衛生を考える

(第 八 回)

日立メデイコ

進まぬ「日立化」—安全問題

た。全山労は、五月十、十一日に計
画されている中央行動において労働
省を追及することが予定されている。
更には、社会党大阪、大阪地評、全
林野大阪地本、全港湾関西地本が、
日保連会長に再度強い要望書を提出
した。総評中央本部は、四月十九日、
全国医療連(準)に結集する医師と話
し合いを行い、質問事項をつくり、
再度労働省にぶつけることを約束し
た。労働省は、六月一日協定実施を意
に構築していく必要がある。

針灸等治療の改悪に反対し、
労災医療の充実と
大阪シンポジウム報告集

東洋医学の向上をめざす
B5版 50ページ(〒200円)頒価300円

「職場の安全衛生を考える」これまでに登場した企業……

住友電工、神戸製鋼、合同製鉄、オーエム工業、日本大洋海底電線
アリマハム、林兼産業
御意見をぜひお寄せください。

町工場が 日立系列に

柏工場と大阪工場と二つの工場があ
る。従業員数は約一五〇〇人位で、
名称からも明らかのように日立の系
列会社となっている。

株日立メデイコは医療用レントゲ
ン機械の日本での有数のメーカーで
あり、本社を東京にもち、千葉県
の工場というところであった。日立が
大阪工場は大阪市西成区に位置し
ているが、従来は大阪レントゲンと
いう会社であり、いわゆる中堅の町
工場というところであった。日立が

これを吸収し日立メデイコ大阪工場となつたのは一九六七年であり、これに判つて会社の様子も少しずつ変化してきたのである。従来は町工場特有の職場の自由がふんだんにあつた。もちろん仕事はきつちりとやるが、労働者一人一人が自分の特徴を生かし、また自分の都合で仕事をしていた。住居が職場から近いということもあるが、パートのおばちゃんたちは仕事中でも雨が降り出すと洗濯物を入れて家に走って帰ったり、また、仕事場の脇にコンロを置いて仕事をしながら昼食の魚を焼いたりする光景も見られたという。しかし、日立系列に入つてからは徐々に、いわゆる「日立化」が進み、その動きが一挙に本格化したのが七四年である。

全金日立メデイコ 支部の結成

従業員は電機労連系の日立労連に組織され、修養団研修といった「洗脳」体制が強化され、本社指示による労務管理の強化が極立って表面化した。そして、その一環としてパート労働者の解雇が出てきたのである。七五年、これらの状況に抗して全国金属日立メデイコ支部が結成され、パート労働者十八名が参加した。そして全金南大阪地協一丸となつた激しい闘いの末、解雇提案をひっこめさせるとともに、これまで六時間のパート労働者全員を七時間の正社員化をかちとつたのである。また他の諸権利もほほ他の正社員水準を確保した。しかし、その直後から激しい切り崩しが始まつた。一時は日立労働（日メ労組）からも七名が全金に加入するという状況が生れていたが、現在は七名にまで減少してきている。しかも、会社による全金差別は激しく、元パートであつた七時間の社員は「定時社員」とも言われ、全く残業もなく、十年勤続でも賞金は手取

り十万円に満たないのをはじめ、春闘でも全金のみは低水準での妥結を余儀なくされている状態である（ちなみに、八一春闘では日メ労組が、八・五％のベースアップであつたのに比べ、全金は七・六％である）。

全金組合員は 安全問題のかけこみ寺

これらの中にあつても支部は精力的な活動を続けている。七六春闘では、残業時のうどん、ふる券、及び作業着の支給を勝ちとり、現在でも全金以外にはこれらの支給はない。また、労災問題の取りくみも全金のみであり、活動家はさながら職場のかけこみ寺の役割を果たしているという。同工場における仕事は主にレントゲン機械の組立・配線であり、非常に細かい作業のため視力低下や

眼疲労、首の痛みや頸肩腕障害が多発しており、針灸治療に通っている労働者は非常に多く、中には頸肩に異常の出ている人もあるという。また、組立作業に伴い腰痛も多い。事に、部品洗浄に用いる溶剤アラルダイトや・ハンダ付けに用いる鉛の問題など職場環境も悪いという。支部は数年前に組合員の伊藤さんの頸肩炎障害、腰痛、有機溶剤（アラルダイト）による障害問題につきとりくみ、労働災害の認定をかちとった経験もある。そしてこのことを契機として、アラルダイトは職場からなくなつたことやまた鉛の問題について要求を続ける中で、鉛健診を毎年実施させるに至り、結果についても二年前から個人々に通知させるようにしてきた。また、先にかけこみ寺と述べたが、昼休みなど休憩時間には全金組合員のまわりに人垣ができ、自分の体についての相談や治療の相談をするような雰囲気はかなりできているという。昨年にも日メ労組の労働者で職場で足をくじいたのが健

保扱いのままになっていたのを労災に変更させるといふような問題も出てきている。このように除々にではあるが、支部の地道な活動の成果は出てきているようである。しかし、労災事故を起せばみせしめのように回覧板が職場に回されたり、また最近の話でも、接着剤が目に入る事故が起つて問題になつても保護具の着用がうるさくなつたり、接着剤の置場が一定に決められたため逆に仕事ができにくくなることによつて、労働者が黙つてしまうことが多いという。従つて、問題は多くあつても一つの運動として本格的なとりくみを始めるには至っていないという。

近代的労務管理体制を 押しとどめる力

日立メデイコ大阪工場も従前の職場の自由さというものが徐々に失われ、「日立化」が進行してきている。

しかし以前として基本的には日立的でない部分が大きく、安全問題にしても会社がいろいろ新しいことを言つても職場に浸透しにくい状況があるという。組合員の話では、日立メデイコが低賃金であるにもかかわらず労働者が離れないのは職場が比較的自由だからというのが、これは会社にとつても近代的労務管理体制をつまり日立化をやりにくい要因となっていると思われる。その意味では支部の今後の奮闘によつて労災問題が組合活動の拡充に大いに力となる可能性もあると思われるのである。

全金日立メデイコ支部は職場での闘いはもちろんのこと、地域での闘いも極めて重視してきている。四月十八日には、地域の全金労組活動家の結集軸として全金西成合同支部が正式発足したが、これにも積極的な役割を担ってきている。ここにおいても労災職業病問題は非常に重要な課題と位置付けられていると聞いており、センターとしても積極的にかわつていきたいと考えている。



労働安全衛生法を誌む

②

第三章 安全衛生管理体制

安全衛生委員会について

労働安全衛生法（以下労安法と称す）第三章は、安全衛生管理体制について十の条文をさいて規定しているが、この部分は労安法のいわば心臓部にあたるところであり、非常に重要である。前回、労安法は安全衛生問題について労働者に発想の転換を求めているという問題、つまり、安全衛生を労働者の権利として捉えるのではなく、企業が行う施策に労働者は協力しなさいということをや

求していると述べたが、第三章はそのシステムを規定しているのである。「管理体制」という標題からもわかるように、この中にあるのは労務管理の観点であり、労務管理の強化によって安全衛生問題は改善されるという前提があり、労働組合活動など労働者の自主的な運動は全くといていいほどに無視されている。それほどばかりでなく、労働者の自主的活動は労安法の体系とは矛盾する仕組みになっているのである。もっとも近頃鉄鋼職場等で流行しているJTK（自主管理）運動などは、「自主」ということばの問題だけであって、労働者の本当の自主性を認めているわけではないので、JTKは別段労安法体

制とは矛盾しないことを断っておく。さて、三章には以下のような規定がある。

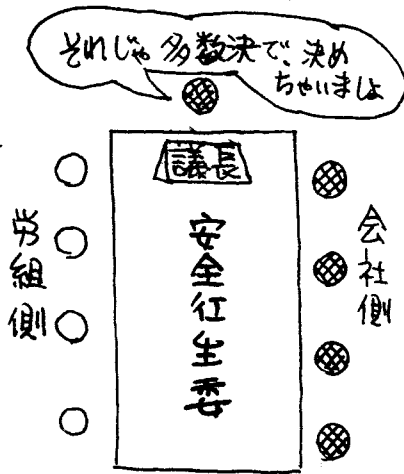
建設業、造船等に限って適用のある統括安全衛生責任者（十五条）、安全衛生責任者（十六条）、高圧室内作業等一定の条件のみ適用のある作業主任者（十四条）を除いた部分が一般に適用される条文であるが、列挙すると以下の通りである。総括安全衛生管理者（十条）、安全管理者（八条）、衛生管理者（十二条）、産業医（十三条）、安全委員会（十七条）、衛生委員会（十八条）、安全衛生委員会（十九条）。すべてについて解説するのは困難なので今回は安全衛生委員会について述べることにする。

安全衛生委員会を

労働者側の機関に

安全委員会、衛生委員会は百人以上の労働者を使用する事業場に設置が義務づけられている。（衛生委員

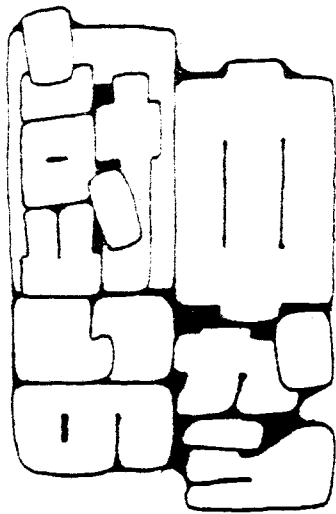
会が全業種対象であるのに対し、安全委員会が事務労働など一部義務のない場合がある。両方とも設置しなければならぬ場合は安全衛生委員会(以下委員会と称す)一本にまとめよいくことになっているので大手企業以外については安全衛生委が通例であろう。問題はその構成と権限である。まず第一に、委員会は事業者に対して意見を述べる機関であって、法的にはそこにおける確認なり決定が何ら事業者を拘束するものでないという点である。次に構成だが、議長は「事業の実施を統括管理する者」で「事業者が指名する」ものとなっており、当然会社の幹部である。議長以外の委員も①安全及び衛生管理者、②安全に関し経験のある労働者というように規定されているものの、全て事業者の指名となっている。ただし、委員の半数については労組の推薦に基づくもので、労働者代表が委員の半数を占めるということになる。しかし、この規定では委員会は常に議長のみだけ会社側委員が多いとい



う構成となり、労働者が不利になるよう原則が決められている。つまり通常のパターンでは構成、権限ともに会社に都合よくできているのであり、考えようによっては労働者側委員は人質のような役割になってしまう。労安法制定の一つのねらいとして、安全衛生問題を団体交渉事項から安全衛生委員会事項に移していくという問題を前回指摘したが、そのからくりが一目瞭然であろう。安全衛生問題が労組の活動の中にまだ十分浸透していないために、よく知られていない条文に十七条第五

項がある。それによると委員会の議長及び委員構成は「労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない」となっている。これは不当に労働者の権限が低いという批判に対するいわば言い逃れのような例外規定であるが、逆に言えば唯一労使の力関係を認める条項であり、労組にとっては活用の余地のあるものである。つまり団交において、委員会議長のポスト及び会社側を上まわる委員数の確保は可能であるということである。もちろんこの場合でも委員会の権限は変わらず、限界があることは言うまでもないが、少くとも労働者側委員を人質にしない方法にはなりうると思われる。

以上、条文の概説を試みたが、これらの事実を踏えて、労組としての委員会の活用についてのいくつかの原則を提示してみたい。第一には、労組独自の対策委員会(労安法とは無関係)を設置し、労組としての安全衛生についての方針を常にもつことである。第二には、十七条五項を



故中谷氏 脳卒中 労災認定闘争を 闘って 全通大阪日通支部

活用し、委員会の主導権を労組と
り、逆に会社側委員を人質にするこ
とである。第三には、団体交渉によ
る解決を原則にして、委員会決定を

有利に使うことである。労安法によ
る委員会は圧倒的に会社有利に作定
されたものであるが、労組がそのこ
とを十分に理解し、独自の観点から
方針を樹立し闘いを組織すれば、逆
に法律で義務づけられた委員会を組
合に有利に転化する道もあるという
ことである。(今回は産業医について)

一、素朴な疑問が真理追及へ萌芽

故中谷氏が郵便取集作業を終え、
入浴後、更衣中突然倒れたのが、一
九八〇年十一月二十二日、それから
一年五カ月余に渡る労基署との労災
認定を巡っての闘いを展開し、つい
に一九八二年四月十五日付で決定通
知を勝ちとりました。

この闘いの発端は、仲間が帰らぬ
人となった通夜の席における、何気
ない会話の中で、遺族への弔慰の話
から、仕事の話となり必然的に会話
は、職場環境や合理化の問題へと発
展し、故人の死因が仕事とは関係な
かったのか、個人差はあれ、ここ数
年間除々に仕事がつくなかったこと
は誰も一致した意見となり、一度調
査してみてもとの意見集約となりま

二、安全の砦との遭遇

同時期に組合は、安全衛生大学で
知り合った全金の仲間に相談、関西
労働者安全センターの存在を知らさ
れ、それ以降、安全センターのアド
バイスを受けプロジェクトを編成、
組織的課題として取り組むことを執
行委員会で決定し、本格的な闘いへ

した。この素朴な気持が執行委員会
で取りあげられ、関係方面に問い合
せを行うことを決定する一方、管理
者に対しても、労基署にも問い合せ
を行い、その解答を文書に整理して、
早急に組合へ提出するよう求めまし
た。その結果、労基署解答として出
された内容は「労災にはならない、
社会保険の手続きを」とのことであ
りました。

と発展する端緒を築きました。もちろん当初は、脳内出血は仕事との因果関係は考えられないとする意見と、職場環境、合理化の実態からみて、なんらかの関連性があるのではとの意見の狭間にいるという状態でしたが、夏本事務局長の講議をうけ、労災認定されるべきだとの確信に全執行委員がめざめ、次のような取り組みを決定するに至りました。

三、確信こそエネルギーの源泉

まず第一に、広く組合員や家族に本取り組みの意義と目的を啓し、長期にねばり強く闘える職場態勢の確立をめざしました。第二は、労基署対策としてプロジェクトを編成し、資料収集、意見書の作成など早期の申請への取り組みを進めました。そして安全センターの指導をおおきながら、組織の総力を結集して闘うことを執行委員会で決定しました。

敬 活動については、①機関紙、壁新聞、職場集会等を通じて逐一報

告、討論、学習を積み重ね、理解と確信を深めて行くこと、②組合員全家庭オルグを行い請願署名をとりくむ、③文化祭のメインとして構成劇を行いました。

一方、プロジェクトチームは、労災申請に伴う資料整備、十項目二四点の収集、点検、分析を行いました。これらの取り組みを進めて行く中から、全体的に同氏の死亡は労災のなにもでもないとの確信が深まり拡がって行きました。

四、行政当局の欺まん性垣間見る

以上の取り組みのうえに立って、一九八一年七月二十一日、労災申請と組合側意見書を労基署長に提出し、闘いの火ぶたをきりました。交渉の冒頭、組合側は、事前に労務担当管理者を通じて聞いていた労基署の見解「労災にはならないので申請しても受理できない」との点について行政側の逸脱行為、不当性を追及し、

文書による記録コピーを見せ厳しく

追及すると、労基署側は一変して態度を軟化させるも「会社側の作文である」と強弁するという態度に出てきました。更に組合側は、会社の作文なら重大なる犯罪行為であり、署側の見解を求めると「会社より始末書を取る」との解答を得、とりあえず第一回交渉は打ち切りました。

その後組合は会社側に文書の信ぴょう性を質すと「責任をもって正しいことを証言できる」との解答を得、八月四日の第二回交渉で始末書の件も含め、署側の態度について追及すると「被災者、遺族の立場に立った行政として、前向きに調査し、労組と十分協議のうえ進めていく」ことが確認されたので、組合側もこれ以上の責任追及はしない、本旨に立って話し合いを進めることで、以降延べ二十二回の交渉をもちました。

五、闘いの輪ますます拡がる

全通大阪地区執行委員会も交渉の強化を計る立場から中村書記長を交

渉に加え、第三回交渉以降参加し、また先に述べた府立労働会館での文化祭は、組合員、家族六四〇余名の見守る中で、構成劇「今も生きていく闘い」が上演され、大きな反響と共鳴を呼び全国的にも注目をあび、その後の請願署名に生かされました。

六、猫の目行政

第三回交渉以降、組合側からの厳しい追及と次々に提出した新資料に基づき、最早、業務上認定以外にはあり得ないのではとの督促に対し、添乗調査や聞きとり調査、及び医師、健保組合、会社等の照会に手間どっているが、精力的に、前向きに努力しているので待つてほしいとの言動に終始していました。ところが八二年一月～二月にかけての交渉では、一変して「労災認定は難しい」と言い始め、二月二〇日における大詰め

の交渉で、担当管は「労災認定は困難、業務外との心証に立っている」との発言がなされたのです。三〇余

名いた組合員は、今日までの交渉経過を無視した、あまりにも無責任な署の態度に激しい抗議を加えると共に徹底追及を行った結果、「再度検討する」との解答を得ました。

その上に立って、組合は緊急に対策会議を開き、今後の闘いの進め方を協議しましたが、もはや局面打開は大衆団交しかない、との結論に基づき、二月二十三日以降は連日の大衆行動を展開することとしました。かたくなに「困難」との姿勢に終始する労基署に対し、日を追って動員が盛り上がっていききました。行動三日目を迎かえると、署側より「被災者救済という観点から、組合側意見を尊重し、調査をやり直す」との発言を得、行動を中断し、その後数次の責任者間における交渉の結果、四月十五日付認定決定通知を受けるに至りました。

あきらめを越えた

闘いが壁を打ち破る

以上が一年五カ月余に渡って進めてきた故中谷氏の脳卒中労災認定闘争の経過ですが、この闘いがもたらした教訓は多くあります。

全通大阪日通支部始まって以来の取り組みであり、動機も単純で、暗中模索の中から出発しただけに、執行部自身、意見がかみあわず、不安とあきらめが執行委員個々の脳裏で葛藤し、安全センターの榎本事務局長の講義を受けるまでは確信の持てない、手さぐりの取り組みでした。榎本事務局長の講義を受け、執行委員の意識変革が起き、職場での討論、学習を積み重ねる中から、組合員から家族へと確信の波は拡がり、勝利をもたらした原動力となりました。これはひとえに「労働者の安全のとりで」安全センター、松浦診療所スタッフ全員の心血を注いだ献身的活



動が柱となり、文化祭、請願署名の大成功を呼び、局支部の仲間からの有力な証言を導だすなど、予期せぬ多くの成果と教訓を与えてくれました。

所をはじめとした闘う仲間の皆さんに、御指導、御鞭撻、殿支援いただきましたことを心より厚く御礼申し上げ報告と御礼にかえさせていただきます。

反面、ごく当り前の原則的なことですが、企業や行政当局に任せていては、労働者の健康や生命の尊厳さは守られないことを再確認したことです。つまり、ややもすると知らぬ間に資本主義的常識論や慣習の中で、なぜ、どうして、という疑問が眠り込まされ既成概念として、あきらめや無知な状況にだまされていること、仲間と相談し智恵を出し合って闘えば、権力機構をバックとした行政の厚い壁も打ち破れることを、この闘いは証明しました。ひとつひとつの闘いは小さな一歩であるとしても、その積み重ねが行政姿勢の反動化にクサビを打ち込む大きな一歩となることを再確認しました。今後の運動の財産として一層の奮闘をしたいと考えています。

最後に、安全センター、松浦診療

前線から

・中谷氏の脳卒中死・

ついに労災認定 勝ちとる！

北大阪

全通大阪日通支部

三月三十一日、大阪淀川労基署は全通大阪日通支部の中谷氏の脳卒中死亡につき、正式に労働災害として認定を行った。

我々が主に労災の根拠として主張した同氏の不規則勤務をはじめとする全般的な労働過重については、今回の労災認定理由としては十分に採用されず、むしろ、死亡当日朝に発生したヒヤリ事故（オートバイに

あったことが主な理由とされたことについて多少の疑問点は残るものの、厳しい認定闘争に勝利を収めたことの意義は極めて大きい。今回の認定闘争は最終局面で大きな波乱があった。つまり、圧倒的多数の組合員がそれまでの交渉の経過から「労災」を確信しきっていたところへ、労基署の「業務外」見解が示された

ことである。しかし、これが失望とならず行政への怒りになったことが二月下旬の連日の大衆行動の原動力であった。全通大阪では、これまで何人も急死の発生が報告されているが、労働災害と認定されたのはこれが初めてである。この闘いの勝利が郵政関係労働者の闘いに大いに役立つことを期待している。

東大阪

・大阪木材市場・

変形性肘関節症

労災申請す

・全港湾大阪支部長堀分会・

三月三〇日、全港湾大阪支部長堀分会は、分会員西尾氏の変形性肘関節症の労災申請を茨木労基署に行った。長堀分会の職場は八尾市にある大阪木材市場で、西尾氏の件で相談を受け

た安全センターは、全港湾大阪支部安全委員会と共に、長堀分会の作業実態の調査を行い、西尾氏の肘関節症は、木材のはい付けが、八尾に移転後、横積からたて積に変わることによって左肘に過度の負担がかかるのが大きな原因であることをつきとめた。更に西尾氏だけでなく、左肘が痛い、左肩が上にあがらないなどの

同様の症状を訴える分会員が数人いることも判明した。茨木労基署は、分会、支長堀分会は早速労災申請を行うことを決め、全港湾内の木材部会にはかつた上で、三月三〇日の昼休みに分会員全員で学習会を行い、その足で茨木労基署に申請し

南大阪

名村造船 雲見脳卒中訴訟

新井尋問で
増々労災が明らかに

全港湾建設支部 名村分会

四月九日、大阪地裁において名村造船下請の雲見義男氏の脳卒中訴訟の裁判が開かれた。この日は、前回原告側証人として証言に立

た。茨木労基署は、分会、支部安全委員会、関西労働者安全センターが提出した意見書をもとに現場調査を行うことを約束し、早急に結論を出したいと返答した。

つた松浦診療所の新井医師に対して、被告名村造船側より反対尋問がなされた。予想された通り被告側は雲見氏の脳卒中の原因が、素因や個人的不節制にあるのだという議論を展開して、雲見氏の労働内容、労働環境の問題点を小さいもの的印象づけようとした。しかし、この反対尋問に先立って、全港湾名村分会、松浦診療所によってなされた、模擬ひずみ取り作業（雲見氏が従事していた作業）下の環境測定、血圧測定の結

南大阪

'82フィールド合宿

医療連(準)の協力で

全国企画へ

果が証言され、この中で、作業者の回りは夏で八〇℃以上、冬でも七〇ないし八〇℃の高温になり、また騒音も一〇〇ホーンに及ぶなどの劣悪な条件にあり、血圧が四〇mmHgも上がる事実が明らかにされ、改めて雲見氏の脳卒中が労災であることを裏付けた。

次回法廷は、五月二八日に予定されている。

夏期フィールド合宿の準備会議が四月十三日松浦診療所で開かれた。フィールド合宿は去年まで八回の合宿を重ね、医学生の労災職業病闘争を中心とした労働運動との交流として、関西の各大学医学部サークルでは一定の定着をみているが、今年も労働者住民医療機関連絡会議（仮称 準・前号参照）の準備進行にともない、更に発展した形が考えられている。

まず医療連(準)より、受け入れ体制については全面的な協力をする事が報告され、更に全国統一企画を行ってはどうかという提案があり、それを元に討論を行った。そして去年から南大阪以外に関東フィールド合宿も行われており、またこうした取り組みには各大学サークルより例年多くの

参加者があることから、関西の西の実行委が呼びかけ文を作成し全国に呼びかけ、統一企画のフィールド合宿実現の方向が決定された。

労災職業病、医療について、より包括的なフィールド合宿の実現による、医学運動の拡大強化が期待される。

南大阪

全金西成合同支部が発足

西成地域に新しい闘いの砦

去る三月十八日、全金西成の基礎の上に立って、全金井鉄工支部や日立メデイコ西成合同支部が新たに支部などの西成地域の闘い発足した。今後地域の労働

大分九州の地に新たな拠点

大分診療所が開所

四月二三日、大分市の労働者福祉会館において、大分県下の労働団体ならび分県労働者医療生協大分診療所に、医療スタッフを中心に

者のよりどころとして発展を大いに期待するところである。以下が結成宣言(抜粋)「我々は今ここに全金西成合同支部を結成した。今日を迎えるまで我々は南大阪の戦闘的労働運動の伝統を受け継ぐべく、桜井鉄工の三役解雇、日立メデイコのパート労組結成等の闘いを展開してきたが……中略……まさに地域から労働運動が消え去らんとする今日、資本の攻撃にあくまで労働者の魂を守るべく約百名が参加した。大分では七七年以来の大分県職対協の活動の成果の上に、昨年十一月念願の勤労者医師協の発足を勝ちとるとともに、今年の一月に同医師協の第一診療所である佐伯診療所が既に開所し、順調な活動を続けていく闘う我々が、自立して組織し、自立して団結し、自立して闘う、その時がきたのだ。我々は多くの組織労働者、そしてなによりも中小未組織の低賃金、無権利、失業の不安におびえる社外工、臨時工、下請、パート労働者の自立的闘いを組織し、共通の敵資本と闘う連帯の輪の拡大と組織活動を展開すべく、刻苦奮闘するものである。……後略……」

して榎本事務局長が連帯の挨拶を行なった。
 新診療所はこれまで佐伯の所長であった柳楽医師が所長として就任することが決まっているが、祝賀会の

最後にスタッフ代表として「山亀氏を機関士として、大分県下の労働者の医療の砦となるべく奮闘したい」と力強い決意表明が行なわれた。
 大分では職対協が発展的に解消し、新たに大分県勤労者安全衛生センターが発足しているが、医師協の二期期待される所である。
 診療所およびへつぎ病院（松本院長）を加え、全国的に

三月の新聞から

- 三・三 三十三人の死者を出したホテル・ニュージヤパンが全従業員一三八人解雇の方針を固める
- 三・五 カナダで原子力産業労働者のガン（皮膚ガン、白血病）、初めて職業病認定される
- 三・十 バイクに乗った郵便局員がトラックと接触、首の骨を折り死亡（枚方市）
- 三・十一 柏原市でアルミ工場が爆発、炎上し従業員一人死亡、三人が重軽傷
- 三・十三 門真市にある鉄筋工事業の従業員寮でガス爆発、七人重軽傷
- 三・十五 連結作業中、寝台特急へ機関車が衝突、客ら十四人けが（名古屋）
- 三・十九 「川崎公害訴訟」―横浜地裁川崎支部に提訴、新しい大型公害裁判のスタート
- 三・二〇 昨年九月爆発事故をおこした大阪チタニウム製造会社が一昨年にも酸欠事故で三人の負傷者を出していたことが判明、常務ら五人書類送検
- 三・二三 神戸港にある三菱倉庫内でエレベーターの床がぬけ作業員三人が死傷
- 三・二九 カネミ訴訟第二陣判決―国、市の責任再び認めず、会社・鐘化に対する賠償命令も請求額より大幅に下回る
- 三・三〇 「安中公害訴訟」―東邦亜鉛に故意責任を認める、農民側勝訴も損害賠償は請求額の五割（前橋地裁）
- 三・三一 七九年、阿倍野区にあるクッション製造会社七人が焼死した火災で大阪地裁は元工場長に実刑判決
- 三・三一 広島市のごみ処理場建設問題で広島地裁は住民の主張を認め、工事の着工差し止めを言い渡す

高知県における労災職業病闘争

— 下 —

四国勤労病院院長 五島正規

地域の運動へ発展する 職業病闘争

私達の職業病闘争は地方へいきま
すと、職域や居住しております地域
と非常に密接に結びついています。
例として、高知で民間林業労働者の
組織として、白ろう連ができた経過
があげられます。白ろう連ができた
ときに森林組合の組合長が中心にな
って、そういうアカの組織と関係す
る連中は使わないと言いました。
そしてその言い方が強いときには非
常に組織化が困難でした。ところが、
労災の認定が一定進んできますと、
一つの部落の中で五人、六人の認定
患者が出来てきます。そうすると、
それに対して新林組合の方から八分
によるおどしが出てくるのです。し
かし、八分を切り返すにはどうすれ
ばよいかということを彼らは昔から
よく知っています。つまり、八分を

さけるために、常に親類付き合いや
近所との付き合いを大切にするとい
う昔からの方法にのっとったのでし
た。まず親類縁者に声をかけ、いま
で自分が面倒をみたりしたことのある
近所の人に声をかける。「このま
まいくと、わしは八分をかけられ、
今までみたいに仲良くできないから、
何とかムラの半分はわしを支持して
くれ」と言うわけです。そして二週
間ほどすると、白ろう連の組織が五
〇〜六〇人の単位で出来ます。つま
り、向こう側の攻撃を上手に使って
組織するというのも現実におこる
わけです。

・地域に影響を及ぼす

白ろう病の闘い

ムラでは選挙でも保守一本で、森
林組合の組合長があれに入れると言
えば、現在の労働組合では考えられ
ないほど、統制がきいていました。
組合長が票を動かそうとすれば、一

票の乱もなく票が動くというほどでした。そういう地方において、この白ろう連ができますと、森林組合長のような山林ボスの票読みができなくなり、彼らの存在基盤にかかわってきます。

そして排除の論理が働き出し、白ろう連にいったようなやつは選挙の票の中に読むなというふうになりま。そうすると彼らも対抗上、候補者を選び、結果として社会党の候補が地域から支持され、部落推薦というふうなことになるわけです。そういう形で高知県における職業病闘争がかなり軌道にのり、七三、四年から八〇年くらいにかけて、高知県の山村に一つの大きな転換期をもたらしています。こうした形の運動が高知県におけるパターンです。

■CTS誘致

をめぐって■

そしてこの職業病闘争は同時に、地域における保健活動としての機能をもち始めました。例えばこういう面があります。かつてCTSを高知県に作るということが国と県の一一致した方針として出され、そしてそれを受け入れる計画が進むということがありました。これが決定的につぶれた要因は何かといえば、職業病センターができたことだったので。つまり、職業病センターができて認定患者がでてくる中で、CTSに賛成していた地域の人たちの要求がよくわかるようになりました。

無医地区での付き合いがよくあったわけですが、例えば候補地の竜ヶ迫の人たちがCTS誘致に賛成する理由がありました。原油基地をもってくる前に、そうとはっきり言わなのままに、まずバス路線を廃止する、沿岸に寄港していた船を、赤字を理由に廃止する。つまり交通網をとってしまいうわけです。その次に、学校を山越え八キロある町の中心地の学校に統廃合してしまいました。通学

この痛みを知れ

・8ミリ映画・



振動病とはなにか！
その根元をつき、攻撃に
さらされる仲間たちに
呼びかける感動の
記録映画完成！！

貸し出しは安全センターまで
お問い合わせ下さい

《カラー・四五分・労働映画社製作》

に村のマイクロバスを使わねばならないという、教育に関わる状況を作っています。次に何をしたかと言えば、漁業振興で予算が付いているのを、その地域についてはあまり効果がないからという理由で執行を中止する、というわけです。

そして竜ヶ迫の村が、村としても住めないという状況がつくりだされたところにCTSの話がやってきました。そうしますと、CTSでも何でも土地を売って大阪へでも出た方がましだというのが地元の人たちの第一の反応です。そうして賛成ということになったわけです。

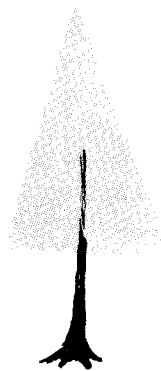
ところが、竜ヶ迫に通じる部落の人たちが白ろう病になっていました。そして職業病として問題になり出しました。そうすると、八分などのおどしの中で、どちらも冷たい目で見られていたものどろしということで、原油基地賛成派の人たちと白ろう病の患者の交流などがおこってくるわけです。そうすると、どういうことかということがよくわかります。

● 農漁村対策専門委を持つ 労安衛センター ●

職業病センターができて、こういう問題が提起されました。そしてセンターとしても共通した問題として、へき地の生活基盤が行政的に破壊されていくということに対してどのように闘っていくか、それを労働団体がやっていたころではないかという話になりました。その結果、今安衛センターは特別委で農漁村対策専門委ができています。

労働者が作ったセンターの中に農漁民の対策の専門委をもち、そしてその中で農薬の障害とか漁民の健康障害などに合わせ、へき地における生活基盤そのものの反動的な破壊というものに対しても闘うという方針を決めています。

そのような意味で、色濃く行政とも関わらざるを得ない組織として、高知県では機能しつつあるというのが現状です。



☆ 事務所移転のお知らせ ☆

かねてよりの念願であった事務所移転が、ついに実行のはこびとなりました。5月より移転を開始し、6月中には新事務所中心の体制を確立したいと考えています。新事務所の住所・電話は下記のとおりですが、混乱をさけるためしばらくの間は現事務所も開所します。よろしく御協力をお願い致します。

〈新事務所連絡先〉

住所／〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号
西長堀ビル4階
電話／(06) 538-0148

■表紙写真／第2回総会のもよう(3月20日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28